



全教職員配布
職場討議資料

業績評価(定期評定)の本人開示

教職員を分断し、教育活動や学校づくりを困難にする業績評価反対! 恣意的評価は許さない! みんなで開示申請を

【開示申請期間】事務職員・栄養職員 1月16日(月)～20日(金)
教 員 2月下旬 (区市町村教育委員会ごとに定める)

自己申告と業績評価からなる人事考課制度は、昇給や成績率などの賃金に加え、異動や昇任にまで深くかかわっています。また、「人事考課体制」ともいえる職責・能力・業績主義による職場管理は、教職員を分断し、教職員が知恵と力を出し合い協力してすすめる必要のない教育活動や学校づくりを困難にしています。都教組は、職場に差別分断を持ち込み、教育を壊す職責・能力・業績主義強化に一貫して反対し、運動をすすめてきました。今年度も、業績評価の本人開示申請の時期になりました。現在の本人開示・苦情相談制度は、制度としてはきわめて不十分ですが、ひとりでも多くの教職員が開示申請することが、校長の恣意的評価を許さず、人事考課制度の抜本的見直しにむけた大きな力になります。

職場で声をかけ合って、みんなで開示申請をすすめてみましょう。また、納得いかないときは、すぐに都教組に相談してください。

恣意的評価は許さない

「忙しい」「校長が評価した結果を聞いても意味がない」「嫌な思いをしたくない」など、評定の開示申請をやりたくないという人の気持ちもわかります。

しかし、人事考課制度が導入されたときには、本人開示などの制度はありませんでした。都労連・都教組は、恣意的評価を許さないためにも、業績評価を本人に全面開示することを要求し、不十分ですが、現時点では一次評定の希望者本人開示と苦情相談制度が実現しました。

開示申請をする人が少なければ、都当局や都教委は、人事考課制度の納得性は向上し、定着しているの一方向的に判断してしまいます。

「人事考課体制」をはね返すためにも、みんなで声をかけあって、ひとりでも多くの教職員が、開示申請を行うことをよびかけます。

納得いかないときは都教組へ

都教組が実施した職場アンケートによれば、全職員に配布しなければならぬ開示申請書の用紙が渡されていない、申請用紙を校長が受け取らない、「口頭で評価を教えるから、開示は取り下げなさい」と言われたなど、制度そのものを理解していない校長、「私の評価が信用できないのか」「開示をすると、あなたの教員人生に汚点が増える」など、管理職の許されない言動も報告されています。また、開示面接で、評定についての納得いく説明がない、評定の根拠となる具体的な理由を示さない校長もいます。

管理職の言動や業績評価・本人開示で納得がいかなかったときは、すぐに都教組の「業績評価・本人開示」相談電話に電話してください。



苦情相談の活用を

評定結果について、理由等の説明を求めたり、意見交換をしたりする場合は、開示面接を申請します。また、評定結果に納得がいけない場合は、苦情相談制度を活用し、苦情を申し立てることができます。

苦情については、開示面接を受けた人のみ、申し立てができ、「開示された評定結果」と「開示面接の際の管理職の対応」が苦情の対象です。

なお、評定基準日現在(事務職員・栄養職員は12月31日、教員は3月31日)、条件付採用期間中の教職員及び管理職候補者は、開示申請ができません。

「業績評価・本人開示」の相談は
都教組へ ☎ 03(3230)3891



【定期評定本人開示の日程】

<事務職員・栄養職員>

- ◆ 開示申請期間 1月16日(月)～1月20日(金)
- ◆ 開示期間 1月23日(月)～2月 3日(金)
- ◆ 開示面接期間 1月30日(月)～2月10日(金)
- ◆ 苦情申出期間 本人開示面接開始日～2月24日(金)

<教 員>

- ◆ 開示申請期間(区市町村教育委員会が定める) 2月下旬
- ◆ 開示期間・開示面接期間(区市町村教育委員会が定める) 3月 9日(木)～原則3月31日(金) (～4月6日(木)まで可)
- ◆ 苦情申出期間 4月 7日(金)～4月20日(木)

都教組加入申込書

ふりがな
氏名 _____ (男・女)
生年月日 19____年 ____月 ____日
職場(学校)名 _____
職 種 _____

★ 総合共済にも加入します。□
(□に してください)

組合員へお渡しいただくか、FAX で都教組へ
FAX 番号 (03-3262-9705)

※職場のFAXは使用不可

子どもと教育、くらしと権利
そして平和を守るため
あなたも都教組へ